

奄美市
第8期分別収集計画

平成28年7月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	
3. 計画期間	2
4. 対象品目	
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量の見込みの算定法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

第 8 期奄美市分別収集計画

1 計画策定の意義

はじめに

当市は、世界自然遺産の登録実現と資源循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクル化に努めております。平成 17 年度より開始した古紙類の資源回収・リサイクルで平成 27 年度においては、年間約 419 トンが収集され、資源ごみのリサイクルにより再商品化が図られております。これも市民の資源ごみリサイクルに対するごみ減量意識がもたらしたものと考えています。また、このような古紙回収の推進効果は、ピーク時であった平成 18 年度のごみ搬入量（汚泥を除く）19,919 トンが平成 27 年度には 16,801 トンと 3,118 トンの減量が実現できたことにも現れております。

しかし、名瀬クリーンセンターの老朽化による修繕費の増加など、ごみ処理経費は大きな負担となっております。このような状況の中、資源ごみリサイクルにより将来のごみ処理経費の削減を目指しているところであります。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっていることから、資源循環社会の形成のためには、回収・資源化の方途をさらに拡充しなければなりません。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進は、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動の推進と「循環資源」を回収・資源化する方途の拡充

- ③ 再商品化の利用促進
- ④ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ⑤ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 対象品目

計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
人口	43,076	42,588	42,100	41,612	41,124
スチール	324	321	317	313	310
アルミ	105	104	103	102	100
ペットボトル	42	42	41	41	40
無色びん	29	29	29	28	28
茶色のびん	28	28	28	27	27
その他のびん	18	17	17	17	17
ダンボール	663	655	648	640	633
他紙製容器	601	595	588	581	574
合計	1,810	1,791	1,771	1,749	1,729

※単位：人口は(人)、それ以外は(t)

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

①環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育や、出前講座による学校・自治会・町内会などへのごみ分別学習会を実施し、市民や事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の状況、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の

状況についての情報を提供し、認識を深めてもらい、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発をこれまで以上に取り組み、浸透を図ります。

さらに、教育委員会と連携して、各学校での環境教育の充実を図り、低年齢期から環境に対する意識を醸成させます。

②販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

商店街等の協力を得て、ごみ減量PRに努め、繰り返し使用が可能なマイバック活用推進の啓発を行います。また、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用合理化の要請を行います。

③ごみ袋有料化

ごみ袋有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック，段ボール 以外の紙容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	324 t		321t		317t		313t		310t	
主としてアルミ製の容器	105t		104t		103t		102t		100t	
無色のガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t	
	(引渡数量) 29 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 29 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 29 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 28 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 28 t	(独自処理数量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t	
	(引渡数量) 28 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 28 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 28 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 27 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 27 t	(独自処理数量) 0 t
その他ガラス製容器	(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 16 t	
	(引渡数量) 17 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 17 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 17 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 17 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 16 t	(独自処理数量) 0 t
主としてダンボール製の容器	209 t		207t		205t		202t		200t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 42 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t	
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 42 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 42 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 41 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 41 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 40 t
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 105 t		(合計) 103 t		(合計) 102 t		(合計) 101 t		(合計) 100 t	
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 105 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 103 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 102 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 101 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 100 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（平成27年度）の分別基準適合物等の一人当たり収集実績×予想人口

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集、運搬段階	選別保管段階
主としてスチール製の容器	缶類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
アルミニウム製の容器	缶類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
無色のガラス製の容器	びん類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
茶色のガラス製の容器	びん類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
その他のガラス製の容器	びん類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
ペットボトル製の容器	プラスチック類	構成市町村による定期回収	大島地区衛生組合
主としてダンボール製の容器包装	段ボール類	構成市町村及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類	構成市町村及び事業者による定期回収	大島地区衛生組合又は事業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	缶類	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
アルミニウム製の容器	缶類	指定袋	パッカー車	不燃・粗大ごみ処理施設で圧縮成型して売却
無色のガラス製の容器	びん類	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
茶色のガラス製の容器	びん類	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
その他のガラス製の容器	びん類	指定容器	平ボディ車	選別後、色別保管
ペットボトル製の容器	プラスチック類	指定ネット	平ボディ車	圧縮成型又はフレコンパック
主としてダンボール製の容器包装	段ボール類	指定袋	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類	指定容器又は指定袋	パッカー車 平ボディ車	圧縮成型、保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

①地域団体との連携による協力体制の組織化

奄美ごみ減量リサイクル推進協議会や地域美化推進団体、エコマネー運営委員会などの地域団体との連携により、有効な諸施策の実現に取り組み、ごみ減量・リサイクル活動を推進します。

また、地域女性団体連絡協議会などの消費者団体や小売事業者等との懇談会を開催し、過剰包装の抑制に結びつけます。さらに簡易包装の協力店や商店街等との地域協定及び優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進します。市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政担当者、女性団体などと連携を図り、協力体制の組織化を進めていきます。

②事後評価

毎年度、分別収集計画記載事項や実績を確認及び記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。